

**第2号議案**

エレクトロニックバンキングシステムの運用細則に関する規程の変更について

(案)

システム取引認証機器の拡充等運用実態の変更に伴い、別紙のとおりエレクトロニックバンキングシステムの運用細則に関する規程を変更する。(施行日：平成30年5月23日)

以 上

**【添付資料】**

別紙：エレクトロニックバンキングシステムの運用細則に関する規程変更案 新旧対照表

変更前	変更後
<p>(総則) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略) 2 (略) 一 「E Bサイト」とは、みずほ銀行の「みずほe-ビジネスサイト」、三菱東京UFJ銀行の「BizSTATION」及び三井住友銀行の「パソコンバンクWeb21」の総称をいう。 二 (略) 三 「入力者」とは、総務部経理グループの職員等のうちシステム管理者が指名する者であって、E Bサイト上で支払データの入力や申請を行う者をいう。 四 「承認者」とは、統括情報管理責任者又は総務部の情報管理責任者又は総務部経理グループのシステム管理者であって、E Bサイト上で支払データの承認を行う者をいう。 五 (略) 六 (略) 七 「ワンタイムパスワードカード」とは、「BizSTATION」の接続認証に必要な、利用の都度1回限り有効なパスワードを表示するカード型の機器をいう。 八 「ICカード」とは、「みずほe-ビジネスサイト」の接続認証に必要な電子証明書を格納する機器をいう。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(総則) 第1条 (略)</p> <p>(定義) 第2条 (略) 2 (略) 一 「E Bサイト」とは、みずほ銀行の「みずほe-ビジネスサイト」、三菱UFJ銀行の「BizSTATION」及び三井住友銀行の「パソコンバンクWeb21」の総称をいう。 二 (略) 三 「入力者」とは、総務部経理グループの職員のうちシステム管理者が指名する者であって、E Bサイト上で支払データの入力や申請を行う者をいう。 四 「承認者」とは、統括情報管理責任者、総務部の情報管理責任者、総務部経理グループのシステム管理者、<u>総務部経理グループの職員のうち入力者とは別の者</u>であって、E Bサイト上で支払データの承認を行う者をいう。 五 (略) 六 (略) 七 「ICカード」とは、「みずほe-ビジネスサイト」の接続認証に必要な電子証明書を格納する機器をいう。 八 「カメラ付きハードトークン」とは、「みずほe-ビジネスサイト」の取引認証に必要な、利用の都度1回限り有効なパスワードを表示する二次元コード読み取りカメラ付き機器をいう。 九 「ワンタイムパスワードカード」とは、「BizSTATION」の接続認証に必要な、利用の都度1回限り有効なパスワードを表示するカード型の機器をいう。</p> <p>3 (略)</p>

第3条 (略)

第4条、第5条 (略)

(アカウント等の管理)

第6条 EBサイトの利用に必要なアカウント及びEB端末の利用に必要なWindowsアカウント並びにICカード及びワンタイムパスワードカードの発行及び削除に必要な手順は、次の各号に定めるとおりとする。

一～三 (略)

四 システム管理者は、EBサイトに登録されているアカウント及びEB端末に登録されているWindowsアカウント並びにICカード及びワンタイムパスワードカードの現物と、利用者登録・削除申請書を定期的に突合せ、不要なアカウント等があるときは、削除又は破棄する。

2 システム管理者及び利用者は、EBサイトの利用に必要な場合を除き、ICカード及びワンタイムパスワードカードを施錠の上、保管する。

第7条～第10条 (略)

(不正プログラム対策)

第11条 システム管理者は、次の各号に掲げる不正プログラム対策ソフトウェアに関する事項を定期的実施しなければならない。

一 パターンファイルの最新化状況の確認

二 全ファイルの手動検索の実施

2 (略)

(複合機及びプリンタの対策)

第3条 (略)

第4条、第5条 (略)

(アカウント等の管理)

第6条 EBサイトの利用に必要なアカウント及びEB端末の利用に必要なWindowsアカウント並びにICカード、カメラ付きハードトークン及びワンタイムパスワードカードの発行及び削除に必要な手順は、次の各号に定めるとおりとする。

一～三 (略)

四 システム管理者は、EBサイトに登録されているアカウント及びEB端末に登録されているWindowsアカウント並びにICカード、カメラ付きハードトークン及びワンタイムパスワードカードの現物と、利用者登録・削除申請書を定期的に突合せ、不要なアカウント等があるときは、削除又は破棄する。

2 システム管理者及び利用者は、EBサイトの利用に必要な場合を除き、ICカード、カメラ付きハードトークン及びワンタイムパスワードカードを施錠の上、保管する。

第7条～第10条 (略)

(不正プログラム対策)

第11条 システム管理者は、次の各号に掲げる不正プログラム対策ソフトウェアに関する事項を定期的実施しなければならない。

一 パターンファイルの最新化状況の確認

二 全ファイルの検索実施状況の確認

2 (略)

(複合機及びプリンタの対策)

<p>第12条 システム管理者は、複合機及びプリンタの機種追加、変更又は交換を行う場合には、次の各号に掲げるセキュリティ対策<u>を実施する。</u></p> <p>一～四 (略)</p> <p>第13条～第16条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>	<p>第12条 システム管理者は、複合機及びプリンタの機種追加、変更又は交換を行う場合には、<u>OAシステムのシステム管理者に次の各号に掲げるセキュリティ対策の実施を依頼する。</u></p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>2 OAシステムのシステム管理者は、前項の依頼に基づき、セキュリティ対策を実施し、結果をシステム管理者に報告する。</u></p> <p><u>3 システム管理者は、前項の報告を受けた場合、セキュリティ対策の実施結果を確認する。</u></p> <p>第13条～第16条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則(平成30年5月●日)</u></p> <p><u>本規程は、平成30年5月●日より施行する。</u></p>
---	--